

商工中金の完全民営化について

商工中金の目的

株式会社商工組合中央金庫は、その**完全民営化の実現**に向けて経営の自主性を確保しつつ、中小企業等協同組合その他主として中小規模の事業者を構成員とする団体及びその構成員に対する金融の円滑化を図るために必要な業務を営むことを目的とする株式会社です。

政府保有株式の扱い

- 政府は、その保有する商工中金株式について、商工中金の目的達成に与える影響及び市場の動向を勘案しつつ、これまでの具体的な処分期限に代えて、できる限り早期に**全部処分**するとされています。
- 一方で、政府は、**政府保有株式の全部を処分したときは、直ちにこの法律を廃止するための措置を講ずるとともに**、株式会社商工組合中央金庫の有する中小企業等協同組合その他の中小企業者を構成員とする団体及びその構成員に対する**金融機能の根幹が維持されることとなるよう、株主資格を制限するための措置その他必要な措置を講ずるもの**とされています。
- また、政府は、当分の間、危機対応業務を実施する民間金融機関の状況、危機対応準備金への出資状況、商工中金による危機対応業務の実施状況、商工中金の財政基盤、中小企業等の資金余力、社会経済情勢の変化等を勘案し、危機対応業務の的確な実施のために必要な商工中金株式を保有するものとされています。

業務

2008年の株式会社化に際して、貸出、預金、為替、保証などフルバンキングサービスを更に充実。また、2015年5月に成立した改正法において、危機対応業務を的確に実施するための措置がなされております。

商工中金の中小企業金融機能の根幹を維持するための措置

- 主たる貸付対象をメンバー（株主である中小企業団体とその構成員）に限定。
- 商工債発行を継続。
- 中小企業等協同組合などによる商工中金の代理業務を継続。

危機対応業務を的確に実施するための措置

- 商工中金は、当分の間、その目的を達成するため、危機対応業務を行う責務を有します。
- 政府は、今後、適当な時期に、危機対応業務の在り方及び商工中金に対する国の関与の在り方について検討を加え、所要の措置を講じることとされています。

適正な競争関係の確保

- 商工中金は、当分の間、他の事業者との間の適正な競争関係を阻害することのないよう特に配慮することを求められています。